

保護者 様

千葉大学教育学部附属中学校 校長

新型コロナウイルス感染症における療養報告書の提出について

学校保健安全法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が定められました。新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、保護者の方が以下の療養報告書に療養の経過を記入し、学校へ提出をお願いします。なお、登校後も10日間を経過するまではウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクの着用など咳エチケットを心がけてください。

＜新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準＞

発症した後（発症した日の翌日または無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。

＊軽快とは…解熱剤を使用せず熱が下がっている、呼吸器症状が改善している

.....

保護者が記入

千葉大学教育学部附属中学校長 様

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

_____年_____組 生徒氏名_____

新型コロナウイルス感染症の陽性判明をうけ療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間の基準1～3を全て満たす状態に回復したことを報告します。

よって、_____月_____日より登校します。

記

チェック	出席停止期間の基準	
	1	発症日（発熱した日・無症状の場合は検体を採取した日）を「0」とし、翌日から数え5日を経過している。 ⇒日を記入してください。 発症日：_____月_____日（0日）
	2	症状が軽快した後、1日（24時間）経過している。 軽快…解熱剤を使用せず熱が下がっている、呼吸器症状が改善している等
	3	登校しても活動できる状態に症状が回復している。

上記のとおり相違ありません。

_____年_____月_____日 保護者氏名_____